

事務連絡
令和8年5月13日

各 { 都道府県 }
 { 市 } 水道行政担当課長 殿
 { 特別区 }
各国土交通大臣認可 { 水道事業者 }
 { 水道用水供給事業者 } 殿
国設置専用水道の設置者 殿
（各地方整備局等水道担当経由）

国土交通省水管理・国土保全局
水道事業課企画専門官

「水道分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン（第二版）」の
送付について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を頂き御礼申し上げます。

水道分野における情報セキュリティ確保につきましては、令和7年3月5日付け事務連絡において「水道分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン（第一版）」を送付し、適切な情報セキュリティ確保を実施していただくよう依頼したところです。

その後、令和7年7月に内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが改組されて内閣官房国家サイバー統括室が設置されたことを踏まえるとともに、ホワイトリスト方式に係る説明を追記するなどして上記の第一版を改定し、第二版を策定しましたので送付します。

つきましては、国土交通大臣認可の水道事業者及び水道用水供給事業者並びに国設置専用水道の設置者におきましては、本ガイドラインを参考に、引き続き情報セキュリティ対策の徹底をお願いいたします。また、都道府県におきましては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者並びに専用水道の設置者（国設置専用水道の設置者を除く。）及び町村に対して、市及び特別区におきましては、貴管内の専用水道の設置者（国設置専用水道の設置者を除く。）に対して、本ガイドラインを参考に、引き続き情報セキュリティ対策を徹底するよう周知をお願いいたします。

【連絡先】

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課水道計画指導室
池本、下平
E-MAIL hqt-suidoucyber@ki.mlit.go.jp
TEL 03-5253-8111(内線 34432、34436)